

**【表紙】**

|                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| <b>【提出書類】</b>     | 臨時報告書                |
| <b>【提出先】</b>      | 関東財務局長殿              |
| <b>【提出日】</b>      | 2023年 8 月 1 日        |
| <b>【ファンド名】</b>    | 南アジア株式ファンド           |
| <b>【発行者名】</b>     | PayPayアセットマネジメント株式会社 |
| <b>【代表者の役職氏名】</b> | 代表取締役 明丸 大悟          |
| <b>【本店の所在の場所】</b> | 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地  |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>  | 小林 淳二                |
| <b>【連絡場所】</b>     | 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地  |
| <b>【電話番号】</b>     | 03-6275-0936         |
| <b>【縦覧に供する場所】</b> | 該当事項はありません。          |

## 1【臨時報告書の提出理由】

「南アジア株式ファンド」（以下、「当ファンド」という場合があります。）につきまして、信託の終了（繰上償還）に係る手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### （イ）繰上償還の年月日

2023年12月20日（予定）

### （ロ）繰上償還に係る決定に至った理由

当ファンドの受益権の残存口数が投資信託約款に定める信託契約の解約の要件である10億口を下回る状態が継続していること、純資産総額（2023年6月末日現在約407百万円）の減少により運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況となっていることから、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

### （ハ）繰上償還に係る情報の受益者への提供又は公衆縦覧

投資信託及び投資法人に関する法律及び投資信託約款の規定に基づき、書面による決議を行うため、2023年8月1日時点の当ファンドの受益者に対して、繰上償還に係る情報を記載した書面を交付いたします。